（注２）　継続開示書類の虚偽記載については、平成17年12月１日以後に提出された有価証券報告書等が課徴金の対象となる。なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200万円又は株式の市場価額の総額等の10万分の２のいずれか大きい額と定められている（平成17年法律第76号附則第５条第２項）。

（注３）　平成20事務年度の勧告事案においては、旧金商法の適用される事案のみであった。

①　真柄建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、真柄建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年７月３日

【勧告の対象となった違反事実】

真柄建設株式会社は、

⑴　有価証券報告書等について、

①　平成17年12月22日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上により、中間純損益が405百万円（百万円未満切捨て。以下、中間純損益額及び当期純損益額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを165百万円の損失と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成17年９月中間期半期報告書を、

②　平成18年６月30日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上により、当期純損益が199百万円の利益であったにもかかわらず、これを911百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した平成18年３月期有価証券報告書を、

③　平成18年12月21日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、中間純損益が913百万円の損失であったにもかかわらず、これを34百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成18年９月中間期半期報告書を、

④　平成19年６月29日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、当期純損益が1,624百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,003百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した平成19年３月期有価証券報告書を

それぞれ、関東財務局長に対して提出した。

⑵　有価証券届出書について、

平成18年12月22日、関東財務局長に対し、平成18年３月期有価証券報告書及び平成18年９月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成19年１月11日、新株予約権付社債券を1,000,000,000円で取得させた。

【課徴金額】　2,499万9,999円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年７月３日

課徴金納付命令日　平成20年８月１日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

②　平和奥田株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、平和奥田株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年９月12日

【勧告の対象となった違反事実】

平和奥田株式会社は、

⑴　有価証券報告書等について、

①　平成17年12月21日、売上の過大計上、減損損失の不計上等により、連結経常損益が943百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常損益額、連結当期純損益額、連結中間純損失額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを581百万円の損失と、連結当期純損益が2,026百万円の損失であったにもかかわらず、これを350百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成17年９月期有価証券報告書を、

②　平成18年６月23日、売上原価の過少計上等により、連結経常損益が1,126百万円の損失であったにもかかわらず、これを226百万円の利益と、連結中間純損益が1,581百万円の損失であったにもかかわらず、これを307百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成18年３月中間期半期報告書を、

③　平成18年12月20日、売上の過大計上、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、連結経常損益が1,825百万円の損失であったにもかかわらず、これを528百万円の利益と、連結当期純損益が2,263百万円の損失であったにもかかわらず、これを７百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成18年９月期有価証券報告書を、

④　平成19年６月27日、売上債権及び棚卸資産の過大計上等により、連結純資産額が485百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,804百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成19年３月中間期半期報告書を

それぞれ、近畿財務局長に対して提出した。

⑵　有価証券届出書について、

近畿財務局長に対し、平成18年12月12日、平成17年９月期有価証券報告書及び平成18年３月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書、並びに同月20日、平成18年９月期有価証券報告書を組込情報とする同有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同有価証券届出書及び同訂正届出書に基づく募集により、同月28日、770,000株の株券を308,000,000円で取得させた。

【課徴金額】　1,266万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成20年９月12日

課徴金納付命令日　平成20年10月１日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　株式会社サイバーファームに係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社サイバーファームに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第172条の２第１項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成20年10月31日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社サイバーファームは、平成18年３月31日、売上の前倒し計上により、連結経常損益が862百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額及び連結当期純利益額について同じ。）の利益を上回ることはなかったにもか